

旧市営城山住宅跡地の市有地について、一般競争入札方式により売却する法人又は国内に住所を有する個人の選定を行うので次のとおり公告します。

令和7年11月12日

津島市長 日 比 一 昭

1 売却地の概要

(1) 土地について

所在地	A 津島市城山町2丁目93番1、3丁目85番1 B 津島市城山町2丁目115番1、3丁目94番1
地目	宅地
地積	3,380.39㎡(公簿面積)(A:2,162.62㎡、B:1,217.77㎡)
最低売却価格	99,613,900円
法令等の規制	津島市都市計画区域 市街化調整区域 用途地域：なし 指定容積率：200% 指定建蔽率：60% 防火・準防火地域 指定なし(建築基準法第22条区域内) 文化財保護法 周知の埋蔵文化財包蔵地：なし 土壤汚染対策法 未調査(造成工事等で新たに土壤汚染が発見された場合は、契約事業者において対応することとなります。)
供給処理施設	上水道：可、公共下水道：不可(浄化槽施設での排水) 都市ガス：不可

※法規制、供給処理施設等については、入札参加者の責任において確認してください。

(2) 建物等について

売却地には、舗装された道路、側溝、水道管の埋設物があります。撤去する場合は契約者の負担にて撤去してください。

(他条件等あります。)

2 売却の条件

「旧市営城山住宅跡地の売却に係る一般競争入札案内書」(以下「案内書」という。)のとおりとします。

3 事業スケジュール

参加者募集から土地引渡しまでのスケジュールは、次のとおりです。

内 容	時 期
1 一般競争入札参加要領の配布・公表	令和 7 年11月12日（水）
2 募集要領に関する質問受付	令和 7 年11月12日（水）～11月26日（水）
3 質問回答（最終日）	令和 7 年12月 2 日（火）
4 参加申込書の提出期限	令和 7 年12月 4 日（木）
5 入札保証金の納入期限	令和 7 年12月 5 日（金）
6 入札及び開札日	令和 7 年12月 8 日（月）
7 契約の締結	落札決定から令和 7 年12月12日（金）の間
8 売買代金の納付	令和 8 年 1 月16日（金）
9 土地の引渡し	売買代金の納付後、1週間以内

4 入札参加者の資格

入札参加者資格の要件については、次の要件を全て満たしている国内に本店を有する法人又は国内に住所を有する個人とします。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 3 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められないこと。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用等したと認められないこと。
- (6) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められないこと。
- (8) 次の用途に供しようとししないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業若しくは同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業の用
 - イ 暴力団の事務所又はその他これらに類するものの用
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用

(9) 法人の場合は、次のいずれの項目にも該当すること。

ア 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められないこと。

エ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(4)から(7)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められないこと。

5 参加申込書の提出

(1) 受付期間

令和7年11月12日（水）から12月4日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 提出書類

一般競争入札への参加を希望する者は、案内書等を理解した上で、参加申込書に下記資料を添えて提出してください。

ア 法人が申し込む場合

(ア) 一般競争入札参加申込書

(イ) 誓約書

(ウ) 法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）

(エ) 国税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

(オ) 都道府県税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

(カ) 市町村税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

イ 個人が申し込む場合

(ア) 一般競争入札参加申込書

(イ) 誓約書

(ウ) 住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載の無いもの）

(エ) 国税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

(オ) 都道府県税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

(カ) 市町村税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

(キ) 身分証明書の写し（公的機関が発行し、顔写真が入ったもの）

6 売買契約について

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札書記載金額の100分の5以上の金額の入札保証金を申込受付時に市が発行する「納入通知書兼領収書」により、入札前日までに市指定金融機関に納付してください。「納入通知書兼領収書」は、「入札保証金振込証明書」に貼付し、「入札保証金提出書」と一緒に入札日に提出してください。

(2) 契約の締結

落札者は、令和7年12月12日(金)までに土地売買契約を締結していただきます。

(3) 契約保証金

契約締結の際、契約保証金として入札保証金を全額充当します。

土地売買契約締結までに落札金額の100分の10以上の金額となるよう契約保証金を納入していただきます。契約保証金は、売買代金の一部に充当します。売買代金の支払が行われず、契約が解除された場合、契約保証金は返還しません。

ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

(4) 売買代金の支払

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。市が発行する「納入通知書兼領収書」により、市の指定する期日(令和8年1月16日)までに納付してください。

契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除のうえ契約保証金は津島市に帰属します。

7 所有権の移転

売買代金が完納された場合は所有権を移転し、物件を引き渡します。所有権の移転登記は、売買代金完納日より1週間以内に、落札者が管轄法務局に対して行って下さい。

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など、その他契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

8 その他

入札者は、本公告のほか、案内書を熟読の上、参加してください。

津島市が提示する条件を満たさない提案は無効となります。

9 問い合わせ先

〒496-8686

津島市立込町2丁目21番地

津島市総務部財政課 管財・営繕グループ

電話 (0567) 55-9989